

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第15回） 議事要旨

1. 日時：平成21年2月24日（火）13：00～14：50
2. 場所：虎ノ門パストラル 新館 4F プリムローズ
3. 出席者：小澤一雅委員長、福田昌史委員、村田暉昭委員、本間達郎委員、
谷村隆三委員、新谷景一委員、首藤祐司委員、前川秀和委員、澤木英二委員、
鈴木徹品質確保企画官（山縣宣彦委員代理）、
羽鳥耕一技術開発調整官（横山晴生委員代理）、西川和廣委員
欠席者：大森文彦委員、小林康昭委員、渡邊法美委員、中里茂郎委員
4. 議事概要
 - (1) 受発注者に対するヒアリング調査結果の概要および総合評価方式や入札契約手続きに関する検討課題（案）について
〔手続に伴う時間・事務負担等について〕
 - インハウスエンジニアで体制を組めないのであれば、外部の発注者支援を活用することが必要である。インハウスのみで処理するために、設定課題数や提案項目数を減らしたのでは総合評価方式の本質的な評価が阻害される恐れがある。
 - 昨今の経済状況を鑑みると、実績重視型を導入して早期発注に努めることは非常に重要な措置である。ただし、簡易な施工計画を省略するだけでなく、指名競争に総合評価方式を適用するという方法によっても早期発注が可能かもしれない。
 - 実績重視型を導入した場合、価格に対する技術評価点の1点の重みについて説明が求められる可能性もある。工事に応じて価格に見合った評価項目や配点の設定が必要になりかもしれない。
 - 実績重視型は、補正予算の年度内執行のための暫定措置ということであるが、総合評価方式の枠組みを多用し過ぎると、本質的な評価が形骸化する恐れがある。
 - 施工体制確認型もいわゆるダンピング受注に対する緊急措置であるため、時期が来たら見直しを行ってほしい。
 - 低入札価格調査の長期化は、配置予定技術者の拘束や入札ボンドの与信枠に影響を及ぼすこととなる。調査基準価格未満の価格による受注は現実的に不可能であり、企業の自発的な辞退ができないのであれば、発注者が競争から排除する仕組みを作ることにはできないのか。
 - 会計法令では価格による自動失格が認められておらず、低入札価格調査を途中で抜け出すことはできない。現行法令上の制約があり実現が困難ではあるが、委員会のとりまとめでは、受注者側から低入札価格調査の長期化に伴う問題提起があった事実を残すよう

にする。

- 現行法令上、低入札価格調査の途中離脱が困難ということであるが、低入札価格調査の運用による入札参加者の負荷軽減を検討してもらいたい。

〔技術提案の審査・評価について〕

- 加算点の満点を高めても点数に差が付かなければ意味がない。加算点に差がなく、入札価格も調査基準価格で横並びになるとくじ引きに移行することとなり、総合評価方式を適用している意味が無くなってしまう。
- 評価方法や評価者の信頼性は、総合評価方式という制度の根幹を担う重要なテーマであり、是非検討を進めてほしい。

〔評価結果の公表について〕

- 技術提案や施工計画の内容は、企業の知的財産であるという考え方もあるが、よほど高度な技術提案でない限りは内容を公表しても構わないと考えている。公表を前提に技術提案を求めることで、知的財産に当たる技術提案は出されずオーバースペック対策にもなる。また、優れた提案内容を公にすることで、業界全体の技術力の底上げや標準設計のレベルの向上が期待され、国民にとってより有益なものとなるのではないか。

〔技術提案の求め方について〕

- 契約条件の明示が徹底されていないと請負者のリスク管理が難しくなってしまう。発注者が条件明示の徹底に努めるとともに、受注者側も質問機会を積極的に活用するような努力が必要である。
- 入札参加希望者からの質問は多く寄せられているが、全ての質問について電話・メールで回答しているため、個別の質問に適切な回答ができずに内容が曖昧になっていないかと心配している。具体的な回答を得られる前に技術提案書の提出期限が近付き、結果として技術提案書に回答結果が反映できないという問題も発生している。
- 談合事件を背景に廃止された現場説明会を復活することについて、事務局の見解を教えてください。
- 現場説明会を開催していた当時は、企業のアイデアを反映し良い仕様書を作成することもできた。技術的な情報交換の場を設けることは必要と考えているが、談合防止対策を講じておくことが重要である。例えば、インターネットの活用等により良い仕組みを構築できないか検討していきたい。

〔技術提案の作成費用について〕

- 公共事業に費やす販管費（販売費及び一般管理費）は、他の製造業や民間建築に比べて小さいという実態がある。また、アンケート結果からも技術提案の作成費用は受注額の

1%程度となっており過大な負担ではないと判断している。更に諸経費動向調査の結果でも総合評価方式を拡大したからといって販管費が増えている傾向が見受けられない。これらの理由により技術提案の作成費用が過大な負担になっているとは考えにくい。

一方、電子入札システムの容量オーバーや閲覧に限定した図面の開示等により、技術提案の作成において企業側に無駄なコストを強いている部分についての見直しは必要と認識している。

- 民間建築における技術提案の作成費用は、公共工事に比べ、相当大きく費やされている。そのことを考えると、公共工事において技術提案の作成費用を発注者側で見込んでいただきたいとの意見は言えない。
- デザイン・ビルド方式のような特殊な工事については少し検討の余地はあるとは思われるが、通常のコンプレックス方式の技術提案については販管費の一部と考えるとの方向性が示されたものと思われる。

〔受注機会の確保〕

- 手持ち工事量は、参加資格審査の段階で考慮すべき事項だと感じている。参加資格審査で考慮すべき内容と総合評価で考慮すべき内容を整理しておく必要がある。
- 受注の偏りを是正するために手持ち工事量を評価したものの、依然として受注機会が偏っていると思われる例も見られる。ある程度の時間が必要であるが、手持ち工事量の配点の分布を踏まえ、配点や評価基準を設定する必要がある。
- 手持ち工事量の取扱いは、参加資格審査段階の要件としての活用も視野に入れて検討していきたい。

〔地方公共団体への導入促進・支援〕

- 総合評価方式のタイプは工事規模、企業規模、工事難易度を勘案して適切に選定されるべきであるが、地方自治体では発注者側の事務量や工事規模で決められることが多く、本来のタイプ選定の考え方が浸透していないと感じられる。

(2) 総合評価方式の総点検について

- 現時点の内容は中間報告であり公表に至っていない。年度内に最終版を作成して公表していきたいと考えている。

5. 今後の予定について

- 次回委員会の開催日時は、3月17日（火）15：00～17：00とする。

以上